**保釈金の納付の業務記録①**

|  |  |
| --- | --- |
| **業務** | **日付** |
| **保釈請求** | **裁判所に保釈請求書を持っていく。** | **令和　　年　　月　　日** |
| **保釈金の納付** | **現金を納付する、保釈支援協会を使う、全弁協を使う等して保釈金を納付する。** | **令和　　年　　月　　日** |

**書類の提出記録**

**提　出　者　　〒５４３－０００１**

**大阪市天王寺区上本町８丁目２番１号―２０２**

**夕陽ケ丘法律事務所**

**ＴＥＬ 06‐6773‐9114 / ＦＡＸ 06‐6773‐9115**

**提　出　日　　令和　　年　　月　　日**

**提　出　先　　大阪地方裁判所　御中**

**提出方法　　　持参**

**提出書類　　　保釈金提出書　　　　　　　1通**

|  |
| --- |
| **社内使用****(１)裁判所に保釈許可決定書と保釈金提出書を取りに行く。****第一回公判前は大阪地方裁判所の地下１階の令状係まで、上記の書類を取りに行く。第一回公判後は担当の刑事部(例えば、大阪地方裁判所第１２刑事部)まで取り行く。****(２)保釈金は弁護士に返還される。その保釈金を身元引受人等に返還する必要がある。保釈金を身元引受人から受け取るときには、返還先の預金口座のコピーをもらうなどの注意が必要である。****(３)保釈金提出書と保釈許可決定書と保釈金を持って裁判所(出納課)に提出する。300万円を超える場合には日本銀行大阪支店の窓口となる。****(４)保釈金の返還先になる弁護士の口座を保釈金提出書に記載する必要がある。提出時には弁護士の口座が分かるものを忘れないようにしなければならない。****(５)保釈金は拠出した人に返還しなければならない。できれば振込で受け取り、同人から返金先の口座(保釈金の拠出者と同一名義の口座)を聞いて同人に返金するのがベストである。現金で持ってこられる場合もあるが、その場合には保釈金を預かる時点で返金先の口座とその者の連絡先を聞いておく必要がある。** |

|  |
| --- |
| **弁護士井上正人の預り金口座は下記のとおり****りそな銀行　上六支店****普通　　　　０３２２０４１****口座名義　　弁護士　井上　正人　預り金****ベンゴシ　イノウエ　マサト　アズカリキン** |

**保釈金の返金の業務記録②**

|  |  |
| --- | --- |
| **業務** | **日付** |
| **保釈金の返還** | **判決の言い渡し後、弁護人の口座に保釈金が返還される。****保釈金の拠出者の指定する口座に入金して返還する。** | **令和　　年　　月　　日** |

**裁判所より郵送で、保釈金を返還したとの連絡が来る。**

**これを確認してから弁護士の口座に返金された保釈金を拠出者に返金する。**